

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律事務  
取扱要綱の制定について

(平成10年3月23日、暴対発第114号等)

【概要】

この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく指定、調査、命令、指示、報告及び立入り、送達、援助の要求、救護の措置等の事務の取扱いについて必要な事項を定めたものである。